

“人間は尊敬すべきもの”今年水平社宣言90年

水平社が1922年3月3日に創立されてから、90周年の節目の年を迎えました。日本の“人権宣言”と謳われる“水平社宣言”が語りかけていることをいま一度確かめてみたいと思います。

まず水平社宣言は、被差別者によって作り出されたもので、1948年12月に国連で採択された世界人権宣言よりも26年前に採択されたという歴史的な意義を持っている宣言であることです。宣言のポイントの一つは、“人間は動はるべきものでなく尊敬すべきものだ”ということです。

この指摘は、水平社を創立するまでの部落に対する融和政策など様々な憐れみに基づく取り組みに対する批判の中から導きだされたものです。その根底には、すべての人間は、磨けば光る無限の可能性を持っているものだ、それが、様々な妨害物によって発揮できなくなっているのだという考え方——この考え方が、人権を考える上で一番大切な原点であることを宣言しています。

二つ目は、“寝た子を起こすな”式の考え方を拒否”していることです。

部落差別を撤廃して行く上で、最初に解決し

ておかねばならないテーマは「寝た子を起こすな」という考え方では部落差別の撤廃はできないという点です。この点に関して、水平社宣言は、「吾々がエタであることを誇り得る時が来たのだ。」「吾々は、かならず卑屈なる言葉と怯懦なる行為によって、祖先を辱め、人間を冒瀆してはならぬ。」との呼びかけを行い、「寝た子を起こすな」という考え方を明確に否定しています。

「寝た子を起こすな」という考え方は、部落民に対して自らの人間としての尊敬を否定し、差別に忍従を強いるものであり、差別を生みだしている要因に目をむけないものである。このような態度では部落差別を撤廃することはできないという主張です。

三つ目は、“一切の差別撤廃をめざした水平社宣言”だという点です。

長い間ひどい差別のもとにおかれてきた人は、機会が到来したならば「復讐をしてやる」という気持ちに駆られても不思議ではありません。しかし、水平社は、その立場をとらず、むしろ、差別の痛みがどれほどつらいものであるかをよく知っている吾々こそが

(以下4ページにつづく)

部落差別に結びつく差別の始まり

1. 大乘仏教の教義に見られる屠畜業者（皮革業者）疎外の考えの影響

「エタ」（織多）の文字が初めて日本の文献に登場することで有名な「塵袋」（鎌倉後期=1280年前後に成立）には、天竺（インド）に旃陀羅（チャンダラ）というは屠者なり。生き物を殺して売る エタ体（のような）の悪人なり

と書かれています。古代インドでは、チャンダラに触れたり、言葉を交わしたとき、彼らを見たときには穢れを受けるとされ、その際には沐浴するなど浄化儀礼をしなくてはなりません。これらインドにおける差別に関する知識や観念は、多数の仏典や仏教説話によって日本に伝えられました。

たとえば「法華経」には、経典を説こうとする者は「旃陀羅…を離れ」（付き合いしないで居）るべきであるとされていますし（「安楽行品」）、「観無量壽経」には、「母を害すこと…これ旃陀羅なり」と書かれているほか、当時中国から輸入して漢訳された仏典多数に「旃陀羅」に関する情報が盛り込まれています。そこには死体や汚物の処理を行う人として、または残酷な刑吏や獄卒、あるいは武器の製造者、ときには

呪術者としてもでてきます。これの記述からインドのカーストの扱いを模倣していたことがみてとれますし、当時日本のオビニオンだった僧侶や漢学者などの文化人の常識だったのです。

中世においては社会の差別も強くなり、当時「皮剥ぎ」と呼ばれていた人たちに対する差別を示す史料として1500年代初め頃に書かれたとされる「七十一番職人歌合」に図のような挿絵とともに、次のような歌が記されています。

人ながら如是（このように）畜生ぞ馬牛のかわらのもの月みてもなぞ
牛や馬の皮をはく河原者は、人間でありながら、なぜか美しい月を見ても心が慰められずこのように畜生（動物）であることよ、



「七十一番職人歌合」に描かれた「織多」。絵中には「エタ」このかわ（は）は皮剥ぎの女」と文字が書かれている。

というものです。絵には「ゑた」とあって獣皮を干している半裸体で束髪（たばみ）の男を描き、「このかわは大まい（たいまい）（形が大きい）かな」と言わせています。このように大乘仏教の影響とか延喜式という法律の影響によって、屠畜業や皮革業等に就いていた人々が差別を受けるようになっていったということです。



龍安寺庭園

2. 山水河原者 又四郎

京都には、立派な庭園を持った寺院がたくさんあります。それらの庭園は記録によりますと、その多くを「河原者」が造りあげたと出ています。

上の写真は、龍安寺の石庭です。庭の中央にある石の裏には、小太郎と清二郎という二人の作者の名前が刻まれています。

八代将軍足利義政に寵愛されて、銀閣寺の庭を造ったとされる「河原者」善阿弥（ぜんあみ）の孫の又四郎が京都の相国寺（さうこくじ）に頼まれて庭造りに励んでいたある日の晩、ご住職と話をしたこと

が日記（「鹿苑日記」）に残っています。

「^{かた}某一心に屠家に生まれるを悲しむ、故に物の命を誓いて之を断たず、また財宝を心してこれを貧（ひん）らず…」

某は自分をへりくだってという言葉です。

「私めは、もう心から、この屠家という家柄（かへら）に生まれたことを悲しむ」（当時、いかに「河原者」に対する差別が厳しかったということが「一心に」という言葉に凝縮されています。）続いて「故に物の命を誓いて之を断たず」と言ったのです。自分は、こういう家柄（かへら）に生まれて本当に悲しい。いくら庭園造りで、泉石の名手と言われて尊敬されている、世間では「河原者」として差別される。それが本当に悲しく思い、「故に自分は物の命を誓うて、これを断たず」と言ったということです。又、お金や宝物は、自分は食らないうように心がけていると。本当に気高い志をもった人物で、それでご住職は感心されたのです。

この日記には、「今時（いまとき）内顧（うちをみ）方袍（ほうぼう）の所為（しよゐ）、屠者に及ばず、慙愧（じゆんき）々々…」と書かれています。最近の僧侶どもは、この河原者の又四郎に遙かに及ばないということです。中世被差別民の栄光の側面が、くっきりと浮かび上がる逸話を紹介致しまして、今回の結びとさせていただきます。

今回は、被差別部落民が、制度的に固定される因となった『身分制度』について学ぶこととします。

お知らせ

「人権委員会」設置法案の概要発表

法務省は、12月15日に、新たな人権救済機関「人権委員会」の設置法案の概要を発表しました。

委員会設置の目的を「人権擁護施策を総合的に推進し、人権尊重社会の実現に寄与すること」とした。施策の推進については【国の責務】を明記。法が禁じ、委員会が調査対象とする行為を「不当な差別、虐待その他の人権侵害及び差別助長行為」と規定した。

法案の名称、委員数は未定、法案提出は、通常国会の予定。（2011. 12.17 毎日）

第3回委員研修会の開催について

年間事業計画に基づき、下記のとおり第3回委員研修会を開催します。

今回の委員研修会が、海蔵地区人・同協の最終行事となります。年度の締めくくりと次年度の事業計画に反映させる重要な活動でもあります。公私ご多忙とは存じますが万障お繰り合わせの上、ご参集いただきますようよろしくお願い申し上げます。

記

1. 日時 2月17日（金）19時から
2. 場所 海蔵地区市民センター中会議室
3. 対象 (1) 推進委員兼啓発委員
(2) 推進委員
(3) 啓発委員
4. 内容 (1) ビデオ視聴と解説
(2) 事業活動を振り返って
<意見交換>
(3) 2012年度事業計画について <意見交換>

以上

（1ページより）

一切の差別を撤廃し、すべての人間が人間として光り輝く存在として尊重される社会の建設をめざすのだという立場を明確に宣言しています。

この点を、水平社宣言では「人の世の冷たさが、何んなに冷たいか、人間を勵はる事が何であるかをよく知っている吾々は、心から人生の熱と光を願求（ねんぐ）礼讃するものである」、「水平社は、かくして生まれた」、「人の世に熱あれ、人間に光あれ」と呼び掛けている。

この基本精神に基づき、その後の部落解放運動は、部落差別の撤廃を中心的な課題としつつも、日本国内はもとより全世界から一切の差別撤廃と人権確立のために貢献しています。

1922年の全国水平社の創立当初から国際連帯の視点を持った活動を展開してきました。特に1970年代後半以降は、国連の人権活動との連携を重視し、国際人権規約の批准運動等を積極的に展開してきました。1988年には反差別国際運動（IMADR）を創設し、国連を舞台に部落問題をはじめとする人権問題に積極的に取り組んでいます。

世界に先駆けて宣言された世界に誇る水平社宣言の基本精神”人間は尊敬すべきものだ”をいま一度確りと噛みしめたいと思います。

（この記事は、2011.12.7に大阪で開催された世界人権宣言大阪集会以の友水三三さん（世界人権宣言大阪連絡会議事務局長）の講演記録をもとに作成しました。）